

### 第3章 預金の共同相続と個別執行・破産

松下淳一

#### 1 はじめに

本報告の目的は、最決平成28年12月19日（民集70巻8号2121頁）（以下、「最決平成28年」とする）を前提として、預金が共同相続された事案において、被相続人あるいは相続人の債権者が預金債権を対象として強制執行する場合の問題点、及び相続人の一人について破産手続が開始した場合の問題点について検討することである。

執行・破産に関する問題点の検討の前提として、共同相続された預金債権の実体法的な帰属・行使のあり方を確認しておく。

最決平成28年は、普通預金債権及び通常貯金債権について、相続開始と同時に共同相続人間で当然に分割されるわけではないと判示する中で、以下のように判示している（下線は筆者）。

「預金者が死亡することにより、普通預金債権及び通常貯金債権は共同相続人全員に帰属するに至るところ、その帰属の態様について検討すると、上記各債権は、口座において管理されており、預貯金契約上の地位を準共有する共同相続人が全員で預貯金契約を解約しない限り、同一性を保持しながら常にその残高が変動し得るものとして存在し、各共同相続人に確定額の債権として分割されることはないと解される。」

また、最決平成28年は、定期貯金債権について以下のように判示している。

「仮に同債権が相続により分割されると解したとしても、同債権には上記の制限がある以上、共同相続人は共同して全額の払戻しを求めざるを得ず、単独でこれを行  
する余地はないのであるから、そのように解する意義は乏しい。」

上記のように、法廷意見は、（預貯金契約上の地位の準共有には言及していても）預貯金債権の準共有という表現は用いてはいない。これに対して、岡部補足意見は、「共同相続の場合には、普通預金債権について相続人各別の行使は許されず、準共有状態が存続するものと解することが可能となる。」と述べており、また鬼丸補足意見は、明示的に、「普通預金債権及び通常貯金債権は相続開始と同時に当然に分割される債権ではないから、相続人が数人ある場合、共同相続人は、被相続人の上記各債権を相続開始時の残高につき準共有し、これは遺産分割の対象となる。」と述べる。

法廷意見が「準共有」という表現を用いていない理由についてはいくつかの可能性が考えられるところ<sup>(1)</sup>、執行手続との関係では、共同相続された預貯金債権について、共同相続人

---

(1) 共有の意義について、数人が共同して1個の所有権を有する状態であるという理解と、各共有者が各1個の所有権を有し、各所有権が一定の割合で制限し合い、その内容の総和が1個の所有権の内容と等しくなっている状態であるという理解がありえ、それぞれの理解を基礎とする債権の準共有については、さらに様々な理解がありうる。なお、調査官解説である齋藤毅・ジュリ1503号81頁は、「共同相続された預貯金債権が準共有となる」と述べており、同・曹時69巻

が各別にその有する持分権の行使をすることはできない点が重要であると思われる。

## 2 共同相続された預金に対する個別執行

＜事例 1＞ 預金債権を有する P について相続が開始し、共同相続人が A と B の 2 名いる（相続分は等しいものとする。）。P について相続が開始する前に、P に対して売買代金債権を有する G1 が P を債務者とする当該売買代金債権に係る債務名義を取得していた。遺産分割はまだされていない。

＜事例 2＞ 預金債権を有する Q について相続が開始し、共同相続人が C と D の 2 名いる（相続分は等しいものとする。）。C に対して請負代金債権を有する G2 は、当該請負代金債権に係る債務名義を有している。遺産分割はまだされていない。

### （1）差押え

#### ① 執行方法

G1 が承継執行文を得て A の持分権を差し押さえる場合（あるいは G2 が C の持分権を差し押さえた場合）に、差押えの対象は何か、またこれに関連して執行方法は何かが議論されている。

準共有の持分権は預金債権という金銭債権そのものではないこと、また不動産等の共有持分権を不動産とみなす旨の民事執行法 43 条 2 項に対応する規定が債権執行には存しないことを理由に、その他の財産権に対する強制執行である、とする考え方がある<sup>(2)</sup>。他方で、最決平成 28 年は、相続による分割帰属を制限するのみであって、金銭の支払を目的とする預金債権の性質を変更するものではないことを理由に、預金債権の準共有持分に対する強制執行は債権執行（民執 143 条以下）であるとする考え方もある<sup>(3)</sup>。

もっとも、仮にその他の財産権に対する強制執行の方法によっても、預金債権については登記等があるわけではなく（民執 167 条 2 項）、また第三債務者と目すべき者（金融機関）がいるので（民執 167 条 3 項）、その後の手続は債権執行と変わらないのではないかとと思われる。その他の財産権に対する強制執行によると、満足の段階で取立てができず、また転付命令を用いることができない、という指摘<sup>(4)</sup>がされているが、G1 が順次承継執行文を得てまず A の持分権全部を差し押え、その次に B の持分権全部を差し押さえれば、預金債権を全部差し押さえたことになり（G2 が D を債務者とする債務名義も取得して C と D に対する債務名義に基づいて預金債権全部を差し押さえた場合も同じ<sup>(5)</sup>）、各別の持分権の行

---

10 号 331 頁は、「被相続人の債権者は、共同相続人全員に対する債権（相続債務）の満足に充てるために、共同相続人全員の準共有持分を差し押さえてこれを取り立てることができる」と述べている。

(2) 浅田隆他「鼎談」金法 2063 号 27 頁〔圓道至剛〕、中田・前掲注(1)8 頁。

(3) 阿多博文「預金と民事執行をめぐる諸問題」金法 2071 号 68～69 頁。

(4) 浅田他・前掲注(2)27 頁。

(5) もっとも、G2 が C に対して有する債権と G2 が D に対して有する債権は別々の債権でもよい。

使ではなくなることから、仮に A の持分権の差押えがその他の財産権に対する強制執行に  
おけるものであるとしても、G1 (G2) が取立てをすることができ<sup>(6)</sup>、また転付命令を用い  
ることができるという結論には争いはないように思われる。そうだとすると、債権執行かそ  
の他の財産権に対する強制執行かという議論は、あまり意味がないようにも思われる。

## ② 必要的共同執行

執行債権の性質上、複数の者を執行債務者とすべきであるにもかかわらず、一部の者につ  
いてしか執行正本がない場合には、残余の執行債務者について執行正本を揃えて執行申立  
てをしなければならない<sup>(7)</sup>。預金の共同相続の場面では、転付命令の申立てもするのであれ  
ば、共同相続人全員について執行正本 (P に対する債務名義と A・B に対する承継執行文、  
あるいは C 及び D の両方に対する執行正本) を揃えて執行申立てをする必要がある。

必要的共同執行との関係では、最判昭和 43 年 3 月 15 日 (民集 22 卷 3 号 607 頁) が、  
「土地の所有者がその所有権に基づいて地上の建物の所有者である共同相続人を相手方と  
し、建物収去土地明渡を請求する訴訟は、いわゆる固有必要的共同訴訟ではないと解すべき  
である。」と判示した際に、傍論で、「これを通常の共同訴訟であると解したとしても、一般  
に、土地所有者は、共同相続人各自に対して債務名義を取得するか、あるいはその同意をえ  
たうえでなければ、その強制執行をすることが許されない」と述べていることとの関係が問  
題となる。右判示を卒然と読めば、必要的共同執行となる場面において、一部の共同相続人  
に対して債務名義を取得して、残余の共同相続人の同意を得れば強制執行できる、と理解さ  
れる。このような考え方を前提に、<事例 2>において、G2 が C に対する債務名義に基づ  
き、D の同意を得て、共同相続された預金に対して強制執行をすることは可能か。

建物収去土地明渡の執行の場合には、執行官が執行現場で建物の収去を行い、債務者の土  
地に対する占有を解いて、債権者に占有を取得させることが執行の内容であり、債務名義に  
おいて執行債務者とされていない者の同意を何らかの方法で確認しながら執行をすること  
ができよう。これに対して債権執行の場合には、第三債務者が取立てに応じてよいか等の判  
断をしなければならないところ、上記のような D の同意を確実に第三債務者に伝達する仕  
組みは執行手続上用意されていないように思われる。したがって、上記の判例における必要  
的共同執行と同意に関する判示は、少なくとも預金の共同相続の場面には適用がないと考  
える。

---

(6) G2 が 50 の執行債権に基づいて C の持分権 50 を差し押さえ、同じく G2 が 20 の執行債権に基  
づいて D の持分権 50 を差し押さえた場合には、D の持分権のうち 30 はまだ差し押さえられて  
いないから、G2 と D はそれぞれ単独では取立てできず、取立ては共同で行う必要がある。他方  
で、G2 が 50 の執行債権に基づいて C の持分権 50 を差し押さえ、G3 が 50 の執行債権に基づい  
て D の持分権 50 を差し押さえた場合には、預金債権全部が差し押さえられているので、G2 と  
G3 とが共同すれば取立てをすることができる。

(7) 中野貞一郎＝下村正明『民事執行法』(青林書院、2016 年) 133 頁。

## (2) 満足

共同相続人は、遺産分割前に各別にその有する持分権の行使をすることはできないのに対して、全員が共同でそれぞれの持分権を行使することは可能である(民264条本文・251条)。したがって、債権者が共同相続人全員に対して執行正本を有している場合には、その全てを用いれば、通常の債権執行における換価・満足を経ることができる。〈事例1〉であれば、G1がA・Bに対して承継執行文を得れば、〈事例2〉であれば、G2がDに対しても債務名義を得れば、預金債権(全体)の差押えの後に取立て(民執155条1項)をすることもできるし、他の債権者の差押えがなければ転付命令を得ることもできる(民執159条1項)。

問題は、共同相続人の一部に対してのみ債務名義が成立している場合である。具体的には、〈事例1〉においてG2がDに対して債務名義を取得せずに、Cに対する債務名義に基づいてCの持分権を差し押さえた場合である。この場合、G2は取り立てることはできないというのが一般的な理解である<sup>(8)</sup>。単独での払戻しを認めることに等しいからである<sup>(9)</sup>。

取立てができないとして、差押債権者はいかなる方法により満足を受けることができるか。

第1に、転付命令を得ることができるかが問題となる。転付命令とは、支払に代えて券面額で差し押さえられた金銭債権を差押債権者に転付する命令である(民執159条1項)。転付を受けた差押債権者は、自己の債権として取立てをすることになる。執行債権(及び執行費用)に対して被差押債権を以てする代物弁済と同様の効果を有する(民執160条)ことから、被差押債権について券面額、即ち債権の名目額で表示されている一定の金銭が必要である。

預金債権の持分権に券面額を観念することができるかどうかについては、相続開始後に被相続人名義の預金口座に入金が行われてその残高が増加した場合<sup>(10)</sup>に、具体的相続分を算定する際の基礎となる預金債権の額を相続開始時に固定するのか(固定説)、それとも相続開始後の入金額も含めるのか(非固定説)についての議論が関係する。最決平成28年の鬼丸補足意見は、「多数意見が述べるとおり、上記各債権は、口座において管理されており、預貯金契約上の地位を準共有する共同相続人が全員で預貯金契約を解約しない限り、同一性を保持しながら常にその残高が変動し得るものとして存在するのであるから、相続開始後に被相続人名義の預貯金口座に入金が行われた場合、上記契約の性質上、共同相続人は、

(8) 齋藤・前掲注(1)81頁。

(9) 西希代子「判批」法教440号76頁。最判平成29年4月6日(金法2071号88頁)は、最決平成28年をふまえて、共同相続人の一人が遺産分割前に被相続人が有していた預金債権の払戻しを求めた事案において、預金債権は相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはない」と判示して、請求を棄却した。

(10) 金融機関は、預金者について相続が開始したことを知ったときには口座振替による引き落としを一旦停止するのが実務であるようである。浅田他・前掲注(2)17頁。もともと、相続開始時から金融機関が相続開始を知って引き落としを止めるまでに引き落としがされる可能性があり、相続開始後に預金額が減少することもありうる。

入金額が合算された1個の預貯金債権を準共有することになるものと解される。」「被相続人名義の預貯金債権について、相続開始時の残高相当額部分は遺産分割の対象となるがその余の部分は遺産分割の対象とならないと解することはできず、その全体が遺産分割の対象となるものと解するのが相当である。」と述べて非固定説によることを明らかにしている。

固定説によれば、相続開始後の預金額の変動があっても預金債権（の持分権）の額は変動しないから、券面額を観念しやすく、転付命令の利用可能性を肯定する方向に傾く。逆に、非固定説によれば、相続開始後も預金債権の額が変動することから、券面額を観念できないと考えることになろう。固定説を前提として転付命令の利用可能性を肯定する場合には、預金債権の持分権は転付命令により差押債権者に移転することになる。もっとも、持分権を取得した差押債権者は、単独では払戻しを求めることはできないから、払戻しを受けるためには預金債権について共有物分割の手続（民 258 条）をとる必要がある<sup>(11)</sup>。もっとも、共有物分割について協議が調わなければ共有物分割の訴えに抛らざるをえず、時間や手間がかかる可能性が高い。したがって、差押債権者としては、差押債務者以外の共同相続人（＜事例 2＞における D）との間で共有物分割について協議を円滑に行える見込みがある場合には、転付命令を得る意味があることになろう。

第 2 に、転付命令を利用できないとすれば、「差し押さえられた債権が……取立てが困難である」ので、譲渡命令（被差押債権を執行裁判所が定めた価額で支払に代えて差押債権者に譲渡する命令）、あるいは売却命令（取立てに代えて、執行裁判所の定める方法により被差押債権の売却を執行官に命ずる命令）を利用することが考えられる（民執 161 条 1 項）。

差押債権者が譲渡命令を申し立てる場合には、執行裁判所は、非固定説を前提に譲渡命令時の預金残高を考慮して持分権の価額を定める必要がある。差押債権者が預金債権の持分権を取得しても、単独では払戻しを求めることができず、共有物分割の手続を経る必要があること等は転付命令におけるのと同様である。

売却命令の具体的な内容としては、預金債権の持分権を他の共同相続人に売却することが考えられる<sup>(12)</sup>。実質的には、預金の持分権を譲り受ける共同相続人の一人（＜事例 2＞における D）が、執行債務者である共同相続人（C）の執行債権に係る債務を立替払いして、その対価として執行債務者である共同相続人の預金債権の持分権を取得するのと同様である。この方法による場合には、転付命令や譲渡命令による場合とは異なり、持分権の移転の後に共有物分割の手続を経る必要がないことから、預金の持分権の譲受けを望む共同相続人がいる場合には、上記のような売却命令によることが執行債権者にとって便宜であろう。

---

(11) 最判昭和 50 年 11 月 7 日（民集 29 卷 10 号 1525 頁）は、大要、共同相続人の一部から遺産を構成する特定不動産の持分権を譲り受けた第三者が当該共有関係の解消のためにとるべき裁判手続は、遺産分割審判ではなく、共有物分割訴訟である、と判示する。

(12) 阿多・前掲注(3)68 頁。

### 3 共同相続人の一人の破産

預金が共同相続され、遺産分割がされる前に共同相続人の一人について破産手続が開始された場合、持分権は破産財団に帰属することになる（破 34 条 1 項）。もっとも、その持分権は単独では行使できないから、破産管財人は払戻しを請求することはできない。破産者ではない共同相続人（あるいは（可能性は低い）第三者）が破産財団に帰属する持分権を有償で譲り受けるのであれば、破産管財人としては持分権の換価を簡易迅速に済ますことができるが、そのようなことが起きなければ、預金を含む相続財産の共有の解消は遺産分割手続によることになる。預金の持分権は破産者が有する財産権であり、しかし他方その管理処分権は破産管財人に専属すること、そして遺産分割は、一方では財産の帰属先を決める手続でありながら、他方では特別受益（民 903 条）や寄与分（民 904 条の 2）を考慮するなど身分法的な要素もあることから、遺産分割の協議に参加し、あるいは遺産分割審判の当事者となるのは、破産者である共同相続人か、それとも破産管財人かが問題となる。

この問題を考えるために、相続人の中に破産者がいる場合の相続の登記の申請における相続を証する情報の取り扱いに関する法務省の通知（平成 22 年 8 月 24 日法務省民二第 2078 号）（別紙<sup>(13)</sup>）が参考となる。

この通知は、相続人の一人が相続開始後に破産手続開始決定を受けた後、相続財産について他の相続人から遺産の分割に関する処分の調停又は審判が申し立てられ、（相続人である破産者ではなく）破産管財人が当事者となって調停が成立し、または審判がされた事案において、その相続を原因とする所有権の移転の登記の申請には、相続を証する情報として、戸籍謄本等の一般的な相続を証する情報のほか、当該（破産管財人を当事者の一人とする）調停又は審判に係る調停調書又は審判書の正本の提出があれば足りる、と述べるものである。

この通知の基礎となっているのは、破産財団に属する財産について管理処分権は破産管財人に専属するから、破産財団の処分の一環である遺産分割について、当事者として遺産分割をすることができる、という考え方である<sup>(14)</sup>。この考え方とは逆に、遺産分割は、相続放棄と同じく、身分権（相続権）による一身専属的なものとして、破産者である相続人が自由にすることができ、破産管財人は遺産分割協議には参加できないとする考え方もありうるところである。いずれの考え方によるべきかについて、以下の 2 つの裁判例が参考になる。

まず、相続放棄が詐害行為取消権の対象となるかという問題について、最判昭和 49 年 9 月 20 日（民集 28 卷 6 号 1202 頁）は次のように判示する（下線は筆者）。

「相続の放棄のような身分行為については、民法 424 条の詐害行為取消権行使の対象とならないと解するのが相当である。なんとなれば、右取消権行使の対象となる行

(13) 民事月報 65 卷 10 号 72～77 頁。

(14) 仮に破産手続開始決定を受けた共同相続人が当事者として参加した遺産分割協議あるいは調停が成立した場合には、破産管財人がこれらを追認することはできてよいように思われる。他方で、破産手続開始決定を受けた共同相続人が当事者である遺産分割審判を破産管財人が追認するのは理論的には難しいのではないか。

為は、積極的に債務者の財産を減少させる行為であることを要し、消極的にその増加を妨げるにすぎないものを包含しないものと解するところ、相続の放棄は、相続人の意思からいつても、また法律上の効果からいつても、これを既得財産を積極的に減少させる行為というよりはむしろ消極的にその増加を妨げる行為にすぎないとみるのが、妥当である。また、相続の放棄のような身分行為については、他人の意思によつてこれを強制すべきでないと解するところ、もし相続の放棄を詐害行為として取消しうるものとするれば、相続人に対し相続の承認を強制することと同じ結果となり、その不当であることは明らかである。」

次に、最判平成 11 年 6 月 11 日（民集 53 卷 5 号 898 頁）は、遺産分割と詐害行為取消権について次のように判示する（下線は筆者）。

「共同相続人の中で成立した遺産分割協議は、詐害行為取消権行使の対象となり得るものと解するのが相当である。けだし、遺産分割協議は、相続の開始によって共同相続人の共有となった相続財産について、その全部又は一部を、各相続人の単独所有とし、又は新たな共有関係に移行させることによって、相続財産の帰属を確定させるものであり、その性質上、財産権を目的とする法律行為であるということが出来るからである。」

相続放棄も遺産分割も、共同相続人の中で遺産に属する財産の価値を移転させる行為である点では共通しているところ、上記 2 つの判例は、相続放棄は当該相続人の意思を尊重すべき身分行為の要素が多いのに対して、遺産分割は財産行為の要素が多い（当該相続人の意思を尊重すべき程度は相続放棄よりも低い）、という考え方を基礎としているものと思われる<sup>(15)</sup>。

以上のような、共同相続人の一人について破産手続が開始された場合に、遺産分割の当事者となるのは、（破産した相続人本人ではなく）破産管財人である、という考え方は、預金債権にも当てはまると思われる。したがって、預金が共同相続され、遺産分割がされる前に共同相続人の一人について破産手続が開始された場合に、預金を含む相続財産の共有の取消のための遺産分割手続に当事者として関与するのは破産管財人である。

---

(15) なお、最判昭和 58 年 12 月 19 日（民集 37 卷 10 号 1532 頁）は、財産分与が詐害行為取消権の対象となるかという問題について、「分与者が既に債務超過の状態にあつて当該財産分与によつて一般債権者に対する共同担保を減少させる結果になるとしても、それが民法 768 条 3 項の規定の趣旨に反して不相当に過大であり、財産分与に仮託してされた財産処分であると認めるに足りるような特段の事情のない限り、詐害行為として、債権者による取消の対象となりえない」と判示する。